

## 平成28年度熊本地震により保護者等の市町村民税所得割が減免された生徒に係る受給資格認定申請・収入状況届出書の提出及び平成28年度熊本県奨学のための給付金の追加募集について

熊本地震により保護者等が被災し、住居・家財等に被害を受けた場合、罹災区分に応じて市町村民税所得割額の減免を受けることができるとされています。

罹災減免により保護者等の市町村民税所得割額に変更が生じ、支給額が増額する要件を満たすこととなった場合（所得制限→1.0倍、1.5倍→2.0倍など）は、速やかに変更後の課税証明書等を受給資格認定申請書又は収入状況届出書に添えて県へ提出する必要があります。

また同様に、奨学のための給付金も申請書等を提出し、給付金を受給することができる可能性があります。

つきましては、下記の申請対象者に該当される方は、申請期限までに学校事務室までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

### 【申請対象者】

- ・生徒の保護者等が熊本地震により被災し、住居・家財等に被害を受け、罹災区分に応じて市町村民税所得割額の減免を受けた方。又は、市町村から税額の更生通知を受け取られた方。（ただし、減免により支給額が増額する要件『就学支援金加算区分の変更等』を満たさない場合は、該当しません。）
- ・未だ市町村が罹災証明を出来ないなどにより、罹災区分がわからない方。
- ・平成28年7月1日時点で生活保護を受給されている方。

### 【申請期限】

平成28年11月24日（木）

### 【連絡先】

学校事務室 0968-72-4151

平成28年11月18日

【市町村民税所得割額による就学支援金加算区分・支給予定額／月】

・・・市町村民税所得割額は、保護者全員分を合算した額

(市町村民税所得割額)	(加算区分)	(支給予定額／月)
非課税	→ 2.5倍	→ 20,000円
100円以上 51,300円未満	→ 2.0倍	→ 19,800円
51,300円以上 154,500円未満	→ 1.5倍	→ 14,850円
154,500円以上 304,200円未満	→ 1.0倍	→ 9,900円
304,200円以上	→ 所得制限	→ 0円

保護者等の就学支援金加算区分は、先にお渡ししました就学支援金支給決定（支給予定）通知書で確認することができます。なお、加算区分がご不明の場合は、学校事務室までお尋ねください。

※就学支援金の受給が可能であるにも関わらず未だ申請又は届出を行っていない方は、学校事務室までご連絡ください。

※熊本地震により、居住する住宅に被害を受けた方、所有する住宅または家財に被害を受けた方、農作物に被害があった方は、被害の程度に応じて個人市民税の減免を受けられる場合がありますので、各市町村にご確認ください。なお、個人市民税の減免を受けることができる場合は、速やかに学校事務室までご連絡ください。

※奨学のための給付金は、平成28年7月1日現在で生活保護を受給されている場合、就学支援金加算区分に関わらず申請することができます。

※就学支援金及び奨学のための給付金は、返済が必要な奨学金とは異なり、返済が不要です。